

昆虫採集 奄美大島・徳之島において をされる方へ！

昆虫採集における不適切な事案が発生

奄美大島・徳之島では、採集シーズンになると多くの方が昆虫採集をしています。近年、一部で、非常に多くの採集用トラップを用いた採集や、土地所有者に断りなくトラップを設置している事例等が見受けられます。



昆虫採集をされる皆様をお願い

- 昆虫採集をする際には、自然環境や地域住民、景観に配慮するように心がけましょう。
- 採集用のトラップを設置する場合には、トラブルを未然に防ぐため、土地所有者の許可を得るようにしましょう。なお、土地所有権限者にて撤去等する場合がありますのでご注意ください。
- 設置したトラップは放置せず必ず持ち帰り、適切に処分しましょう。
- 誰が設置したか分かるように、トラップには名前や連絡先を記載するようにしましょう。
- 夜間の道路上にはアマミハナサキガエルやオビトカゲモドキ等、天然記念物に指定された希少な両生類・爬虫類をはじめ多数の生き物が出てきていますので、走行の際にはロードキルが発生しないように細心の注意を払いましょう。

今後もマナー違反が続くようであれば、各種の規制措置も検討せざるを得なくなります。昆虫採集をする際は、採集マナーを遵守し、良識と節度を持って行いましょう。



※奄美大島・徳之島では、「種の保存法」や県・市町村の「希少野生動植物の保護に関する条例」等で指定されている希少種は許可無く採集することはできません。また、国立公園の特別保護地区や特別地域では、トラップ設置等各種行為が規制されており、関係機関・団体が連携して常時パトロールを実施しています。野外で昆虫採集等をする際には規制内容に十分にご注意ください。

奄美群島希少野生生物保護対策協議会（奄美大島・徳之島地区）

構成団体：環境省、林野庁、鹿児島県、奄美大島5市町村、徳之島3町、奄美・瀬戸内・徳之島の各警察署

協力団体：徳之島虹の会、自然保護協議会（奄美・徳之島地区）、奄美・徳之島の貴重な野生動植物を守り隊

鹿児島県自然保護課
☎ 099-286-2616

環境省奄美野生生物保護センター
☎ 0997-55-8620

環境省徳之島管理官事務所
☎ 0997-85-2919